

平成26年度「不動産の日アンケート」 実施のお知らせ

全宅連・全宅保証では、「不動産の日」(9月23日)を記念して、消費者の方を対象にした『不動産の日アンケート』(住宅の居住志向及び購買等に関する意識調査)を実施しております。
アンケートにすべてお答えいただいた方の中から抽選で

- JCBギフトカード 100,000円分 …… 1名
- JCBギフトカード 50,000円分 …… 2名
- JCBギフトカード 20,000円分 …… 5名
- JCBギフトカード 1,000円分 …… 100名
- 「住まいに関する小冊子」 …… 1,000名

応募期間：平成26年9月10日(水)～10月31日(金)

- ご応募は、お一人様1回限りさせていただきます。
- 賞品の重複当選および他人への譲渡はできません。

厳正な抽選の上、商品の発送をもって当選の発表にかえさせていただきます。(20歳未満の方は応募出来ません。)

● アンケートにつきましては、全宅連のホームページ、若しくは(公社)山形県宅建協会のホームページ上のバナーよりお答え下さい→ →

全宅連：<http://www.zentaku.or.jp/>

山形県宅建協会：<http://www.yamagata-takken.or.jp>

「全宅連」……(公社)全国宅地建物取引業協会連合会の略称。不動産業界の中で最大の業者団体で、免許を受けた全国の宅地建物取引業者の約8割が加盟している団体。

「全宅保証」…全宅連を母体として、宅地建物取引業法に基づき設立された保証機関で、消費者からの苦情の解決や会員業者の研修、取引で生じた損害に対する弁済業務など宅地建物取引業の健全な発達と資質の向上および消費者の保護を図る業務を行っています。

(公社)山形県宅地建物取引業協会では、一般消費者の方々へ広く情報を発信していくために「やまがたハトマーク通信」を年4回発行しております。各市町村・金融機関窓口等に設置をお願いしておりますのでぜひお手に取ってご一読下さい。

内容に関するご意見・ご感想を下記までお寄せ下さい。

☆ご意見ご感想はメールにて…

info@yamagata-takken.or.jp まで。

(先着10名様に図書カード500円分を進呈させていただきます。)



2014年(平成26年)10月発行

■発行/公益社団法人山形県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会山形本部

■発行人/大場 一夫

■所在地/〒990-0023 山形市松波 1-10-1

■電話/023-623-7502

■URL/ <http://www.yamagata-takken.or.jp>

■編集人/野村 俊郎

山形県不動産会館

■FAX/023-642-7373



やまがた

ハトマーク通信

2014年
10月
第7号

～不動産無料相談所のご案内～

(公社)山形県宅地建物取引業協会及び(公社)全国宅地建物取引業保証協会山形本部は、不動産取引におけるトラブルを未然に防止・解決し、安心・安全な宅地建物取引の実現を推進することを目的として、一般消費者の皆様を対象とした「不動産無料相談所」を開設しております。

不動産取引には、正しい知識が必要です。

不動産を買う、売る、借りる、貸す等、取引に関するさまざまな疑問点やお悩み等に当協会が委嘱した相談員が適切に対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。



相談日時：毎週水曜日・金曜日
午後1時～午後3時

(祝日・その他特定日を除く)

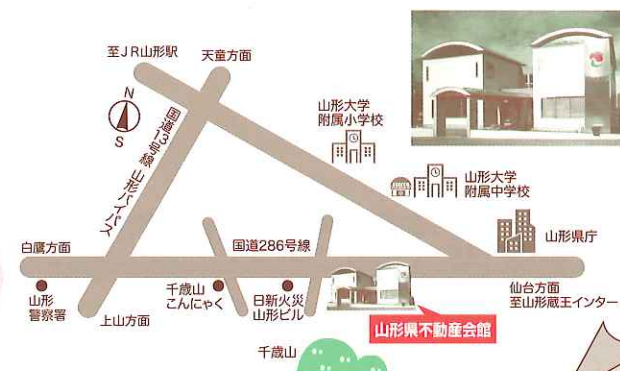
受付方法：来館・電話

場所：山形県不動産会館
山形市松波 1-10-1

【相談専用ダイヤル】

☎0800-800-7509

会館
ご案内図



※各地区で開催される「不動産無料相談会」のご案内は2ページに掲載しております。

不動産の
お店



カモンくん

**ハトマークが目印の(公社)山形県宅地建物取引業協会所属会員の
各事務所も「こども110番連絡所」になっています。**

近年、全国的にこども達を対象にした痛ましい事件が次々と発生し、大きな社会問題となり「こども達を地域で守ろう」という気運が各地で盛り上がっています。

「こども110番」とは、こどもや女性が不審者(犯人)から逃れる為の“一時避難所”です。身の危険や不安を感じた時に直ちに駆け込み、救助を求められる緊急避難所としてまた、犯罪の未然防止として地域の皆様のお役に立てればと考えております。

『不動産無料相談』 地区相談会のご案内

(10月・11月・12月)

より地域に密着した“不動産に関する無料相談会”を各地区で開催しております。不動産取引に関する注意点やトラブルの相談など、どうぞお気軽にご利用ください。(開催日・開催場所は変更になる場合もありますので、詳細については、各事務所までお問い合わせ下さい。)

◆山形地区 (問: ☎023-642-8133)

○10月25日(土) 山形市・東部公民館
○11月22日(土) //
○12月27日(土) 山形市・霞城公民館

◆長井地区 (問: ☎0238-84-0421)

○10月15日(水) 宅建長井事務所
○11月19日(水) //
○12月17日(水) //

◆寒河江地区 (問: ☎0237-86-4341)

○10月23日(木) 宅建寒河江事務所
○11月21日(金) //
○12月24日(水) //

◆東根地区 (問: ☎023-652-9070)

○10月22日(水) 東根市・さくらんぼタントクルセンター
○11月27日(木) //
○12月25日(木) //

◆新庄地区 (問: ☎0233-29-7333)

○10月31日(金) 新庄市・新庄市民プラザ
○11月28日(金) //
○12月26日(金) //

◆酒田地区 (問: ☎0234-26-4420)

○10月14日(火) 宅建酒田事務所
○11月11日(火) //
○12月9日(火) //

◆米沢地区 (問: ☎0238-23-0001)

○10月14日(火) 宅建米沢事務所
○11月11日(火) //
○12月9日(火) //

◆南陽地区 (問: ☎0238-40-3880)

○10月15日(水) 宅建南陽事務所
○11月19日(水) //
○12月17日(水) //

◆天童地区 (問: ☎023-652-9070)

○10月15日(水) 天童東根村山合同事務所
○11月18日(火) //
○12月16日(火) //

◆村山地区 (問: ☎023-652-9070)

○10月8日(水) 村山市・甕葉プラザ
○11月12日(水) //
○12月10日(水) //

◆鶴岡地区 (問: ☎0235-24-8846)

○10月15日(水) 宅建鶴岡事務所
○11月19日(水) //
○12月17日(水) //

◆◆第2回 研修会・不動産セミナー開催のご案内◆◆

このセミナーは宅建業法第64条の6に基づいて実施される研修で、宅地建物取引業に関する知識及び能力向上のため実施するものです。宅地建物取引に従事されている方及びこれから従事しようと考えられている方など、ご興味のある方ならどなたでも受講いただけます。

★庄内会場 (三川町: いろり火の里 なの花ホール) 平成26年11月25日(火) 午後2時～4時

★村山会場 (山形市: 山形国際交流プラザ) 平成26年11月26日(水) 午前10時～正午

★置賜会場 (南陽市: ハイジアパーク南陽) // 午後2時～4時

テーマ: 「不動産税制～改正点、宅建業務における留意点(トラブル事例等)」

講師: (税) 東京シティ税理士事務所 所長 山端 康幸 氏

～受講料は無料です。お申し込みについては当協会ホームページをご確認ください。～

◆◆宅地建物取引主任者法定講習会のご案内◆◆

「宅地建物取引主任者法定講習会」とは、資格試験に合格し「宅地建物取引主任者証」の交付申請をされる方、またその有効期間(5年)の更新申請をしようとする方が受講しなければならない講習です。

(公社) 山形県宅地建物取引業協会は、山形県知事より「宅地建物取引主任者証」の交付業務の委託を受け「宅地建物取引主任者証」の交付を受けるために必要な法定講習会を実施する団体として指定され、山形県知事の登録を受けた宅地建物取引主任者を対象とした法定講習会を開催しています。

更新対象の方へは、開催日の1ヶ月前頃に更新のためのご案内を本人宛へ郵送しています。ご案内が届かない場合はお問合せ下さい。また、それ以外で受講を希望される方は開催日の1ヶ月前までに当協会へご連絡下さい。

開催日: 平成26年12月10日(水)

対象者: ・更新

(主任者証有効期限: 平成26年12月10日～平成27年6月9日までの方)

・新規

会場: パレスグランデール (山形市荒楯町1-17-40)

日本全国の物件情報とともに、あなたの住みたいエリアやオフィスを構えたい街の情報をお届けします。山形県内の賃貸マンション・アパート・住宅・店舗などの不動産物件をお探しの方に役立つ情報も満載です!

夢が広がる不動産ネットワーク



—あなたの住まい探します—

全国最大規模の
不動産業界団体
「全宅連」が
運営する
物件検索サイトです



<http://www.hatomarksite.com>

ハトマークサイト

検索 クリック!!